



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月25日火曜日 第1949号外2

◇ 目次 ◇  
規 則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額..... 9

## 規 則

### ○愛媛県規則第10号

愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第12条の5</b> 省略 （駐車場使用申込書の様式）</p> <p><b>第12条の6</b> 条例第23条の18第1項に規定する駐車場使用申込書は、別記第10号の3様式によらなければならない。 （変更の許可の申請等）</p> <p><b>第12条の7</b> 条例第23条の18第2項の規定により許可を受けようとする者は、別記第10号の4様式による駐車場使用変更許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第23条の18第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>(1) 県営住宅駐車場に駐車する車両の車種名</p> <p>(2) 県営住宅駐車場に駐車する車両の自動車登録番号又は車両番号</p> <p>3 条例第23条の18第3項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつた日から15日以内に、別記第10号の5様式による駐車場使用許可内容変更届出書を提出して行わなければならない。 （県営住宅駐車場を優先して使用させる特別な事情）</p> <p><b>第12条の8</b> 条例第23条の19第1項ただし書に規定する特別な事情がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 車いす用住戸の入居者が県営住宅駐車場を必要とする場合</p> <p>(2) その他知事が特に必要と認める場合 （県営住宅駐車場の使用者の通知）</p> <p><b>第12条の9</b> 条例第23条の19第4項に規定する駐車場使用決定通知書は、別記第10号の6様式による。 （駐車場使用料の額）</p> <p><b>第12条の10</b> 条例第23条の20第1項に規定する駐車場使用料の額は、県営住宅駐車場ごとに次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 県営住宅駐車場の整備に要した費用の償却費 整備に要した費用に0.8を乗じて得た額を10で除して得た額</p> <p>(2) 管理事務費 管理に要する額として知事が別に定める額</p>	<p><b>第12条の5</b> 省略</p>

(3) 地代 当該県営住宅駐車場敷地の固定資産税評価相当額（当該県営住宅の存する土地の近傍類似の土地の土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）に0.02を乗じて得た額

(4) 修繕費 整備に要した費用に0.012を乗じて得た額

2 知事は、前項の駐車場使用料の額（前項第2号に規定する管理事務費を除く。）を定め、又は変更したときは、その旨を告示する。

（県営住宅駐車場の使用の承継の承認）

**第12条の11** 条例第23条の21の規定による承認を受けようとする者は、別記第10号の7様式による駐車場使用承継承認申請書を知事に提出しなければならない。

（県営住宅駐車場の返還の届出書）

**第12条の12** 条例第23条の22の規定による届出は、別記第10号の8様式による駐車場返還届出書を知事に提出してしなければならない。

（駐車場使用料の減免）

**第12条の13** 条例第23条の25において準用する条例第10条の規定による特別な事情がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 車いす用住戸の入居者が県営住宅駐車場を必要として県営住宅駐車場の使用許可を受けた場合

(2) 県営住宅駐車場相互の間における県営住宅駐車場の整備状況を勘案し、知事が必要と認める場合

(3) その他知事が特に必要と認める場合

2 条例第23条の25において準用する条例第10条の規定により駐車場使用料の猶予又は減免を受けようとする者は、その事由及びこれを証明する書類を知事に提出しなければならない。

**附 則**

（施行期日）

1 省略

（愛媛県県営住宅管理規則の廃止）

2 省略

（経過措置）

3 県営住宅駐車場となった年度からその翌々年度までの間の駐車場使用料の額については、第12条の10第1項の規定にかかわらず、知事は、告示で定めるところにより、県営住宅駐車場の使用者の経済的な負担の増加の影響を緩和するための必要な措置を講ずることがある。

**附 則**

1 省略

2 省略

別記第10号の2様式の次に次の6様式を加える。

## 第10号の3様式(第12条の6関係) 駐車場使用申込書

駐車場使用申込書		年 月 日
愛媛県知事 様		住所又は所在地 氏名又は名称及び その代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
使用開始希望年月日		年 月 日
駐車 する 車両	台 数	
	車 種 名	
	自動車登録番号又は車両番号	
	所有者の氏名又は名称	
	使用する者の氏名又は名称	
使用者と駐車する車両を使用する者との関係		

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 使用しようとする県営住宅駐車場の位置図を添付すること。
- 3 愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第23条の17第2項に規定する団体の場合にあつては、使用者と駐車する車両を使用する者との関係の欄中「使用者」とあるのは、「入居者」とし、駐車する車両の欄及び使用者と駐車する車両を使用する者との関係の欄は、別紙に記載の上、これを添付すること。

第10号の4様式（第12条の7関係） 駐車場使用変更許可申請書

駐車場使用変更許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	住所又は所在地 氏名又は名称及び その代表者の氏名
変更内容		変更前
駐 車 す る 車 両	台 数	変更後
	所有者の氏名又は名称	
	使用する者の氏名又は名称	
使用者と駐車する車両を使用する者との関係		

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 変更しようとする県営住宅駐車場の範囲及び位置図を添付すること。
- 3 愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第23条の17第2項に規定する団体の場合にあつては、使用者と駐車する車両を使用する者との関係の欄中「使用者」とあるのは、「入居者」とする。

第10号の5様式(第12条の7関係) 駐車場使用許可内容変更届出書

駐車場使用許可内容変更届出書				
愛媛県知事		様	年 月 日	
		住所又は所在地 氏名又は名称及び その代表者の氏名	(印)	
変更事項		変更前	変更後	変更年月日
駐車する車両	車 種 名			
	自動車登録番号 又は車両番号			

注 記名押印に代えて署名することができる。

第10号の6様式(第12条の9関係) 駐車場使用決定通知書

駐車場使用決定通知書 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称及び その代表者の氏名 様 印	
台 数	
使 用 面 積	平方メートル
使用決定した範囲及び位置	別紙のとおり
使用開始年月日	年 月 日
使 用 料	月額 円
許可の条件その他特記事項	

第10号の7様式(第12条の11関係) 駐車場使用承継承認申請書

駐車場使用承継承認申請書	
愛媛県知事	年 月 日
様	団地第 号
	氏名 ⑩
	申請者 年 月 日生
	使用者との関係 (同居年月日 ・ ・ )
使用名義人名	
入居承継年月日	年 月 日

注 記名押印に代えて署名することができる。

第10号の 8 様式 ( 第12条の12関係 ) 駐車場返還届出書

駐車場返還届出書		
愛媛県知事	様	年 月 日
		住所又は所在地 氏名又は名称及び その代表者の氏名
		(印)
駐車場返還年月日	年 月 日	
返 還 の 理 由		

注 記名押印に代えて署名することができる。

附 則

- この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成20年愛媛県条例第 1号）附則第 3項の規定による申請は、改正後の愛媛県営住宅管理条例施行規則第12条の 6の規定の例により行わなければならない。

告 示

○愛媛県告示第 513号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第23条の17第 1項及び第23条の20第 1項並びに愛媛県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）附則第 3項の規定に基づき、県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額を次のとおり定め、平成20年 4月 1日から施行する。

その関係図面は、関係地方局建設部又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 県営住宅駐車場の位置及び 1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県営住宅管理条例施行規則第12条の10第 1項第 2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）

名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度
川之江団地	四国中央市川之江町	88円	平成20年度
新居浜東団地	新居浜市庄内町一丁目	95円	
多喜浜団地	新居浜市阿島	72円	
多喜浜第 2 団地	新居浜市阿島	72円	
磯浦団地	新居浜市磯浦町	72円	
西条東団地	西条市新田	83円	
御陣屋南団地	西条市丹原町池田	55円	
今治西団地	今治市湊町一丁目	75円	
今治東団地	今治市東鳥生町四丁目	92円	
桜井団地	今治市桜井団地五丁目	73円	
松木団地	今治市松木	99円	
朝美団地	松山市朝日ヶ丘二丁目	133円	
西石井団地	松山市西石井三丁目	157円	
和泉団地	松山市和泉南二丁目	153円	
天神梅本団地	松山市南梅本町	132円	
	東温市北野田		
伊予団地	伊予市尾崎	76円	

伊予第 2 団地	伊予市尾崎	76円
大洲東団地	大洲市東大洲	95円
宮の下団地	宇和島市別当三丁目	107円
宮の下第 2 団地	宇和島市別当三丁目	79円
宮の下第 3 団地	宇和島市別当五丁目	124円
伊吹北団地	宇和島市伊吹町	110円

- 駐車場使用料の月額は、1の規定による駐車場使用料の月額に使用許可に係る面積を乗じて得た額（当該額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 県営住宅駐車場となった年度（以下「有料化開始年度」という。）からその翌々年度までの間における駐車場使用料の月額は、2の規定にかかわらず、2の規定による額と次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか少ない額とする。
  - 有料化開始年度 500円に使用許可に係る台数を乗じて得た額
  - 有料化開始年度の翌年度 1,000円に使用許可に係る台数を乗じて得た額
  - 有料化開始年度の翌々年度 1,500円に使用許可に係る台数を乗じて得た額
- 県が県営住宅駐車場の管理を行うこととなる場合の駐車場使用料の月額は、2及び3の規定にかかわらず、これらの規定による額に知事が別に定める管理事務費の額を加算した額とする。